## <sup>別表</sup> 不利益処分の基準

小利血処力の基準				
No.	違 反 の 内 容	処分内容  (日数は事業   停止期間)	該当条項 (法)	適用
1	名義貸禁止違反	登録取消	第 18 条第 1 項	
2	事業貸渡等禁止違反	登録取消	第18条第2項	
3	事業停止命令違反	登録取消	第21条第1項 第1号	
4	不正手段による登録	登録取消	第21条第1項 第2号	
5	登録拒否要件に該当(第6条第1項第 2号、第8号~第13号)	登録取消	第21条第1項第3号	
6	業務改善命令違反(利用者の安全に係る ものに限る。)	登録取消	第20条	
7	遊漁船業務主任者の選任義務違反	60⊟	第12条	
8	業務改善命令違反(6に該当するものを  除く。)	60⊟	第20条	
9	登録拒否要件に該当(第6条第1項第 14号及び第16号)	60日	第21条第1項 第3号	
10	報告•立入検査拒否	45⊟	第29条第1項	
11	登録事項の変更の届出義務違反	30日	第7条第1項	
12	虚偽の届出 (登録事項変更・業務規程変 更)	30日	第7条第1項、 第8条	
13	業務規程の変更の届出義務違反	30⊟	第8条	
14	気象情報の収集等義務違反	30⊟	第14条	
15	遊漁船業務主任者による遂行義務違反	30⊟	第 12 条	
16	利用者名簿の備置義務違反	15⊟	第15条	
17	標識の掲示義務違反	15⊟	第 17条第 1 項	
18	採捕制限等周知義務違反	15⊟	第16条	
19	その他利用者の安全・利益・漁場の安 定利用を害する事実	業務改善命令	第20条	
20	改善命令違反	指定取消	第27条	
21	遊漁船業団体の財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認められるとき	改善命令	第26条	

併合犯・・・・併合犯の場合は、重い方の処分内容に従う。